

様式第1号（3関係）

## 審 査 基 準

平成26年8月21日作成

法 令 名	: 静岡県道路交通法施行細則
根 拠 条 項	: 第3条の2第2項
処 分 の 概 要	: 通行禁止除外指定
原 権 者 ( 委 任 先 )	: 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め	: 静岡県道路交通法施行細則第3条の2第2項（通行禁止規制の対象から除く車両）
審 査 基 準	: 別紙参照
標 準 処 理 期 間	: 警察署で取り扱うものにあつては7日以内 交通規制課で取り扱うものにあつては30日以内 （それぞれ行政庁の休日は含まれない。）
申 請 先	: 警察署
問 い 合 わ せ 先	: 警察本部交通規制課、警察署交通（第一）課
備 考	:

別紙

通行禁止の対象から除く車両の範囲  
(通行禁止除外指定車)

種別	解釈
1 専ら郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）に規定する通常郵便物の集配に使用中の車両	「通常郵便物の集配に使用中の車両」とは、特定の人が特定の人に意思などを通ずる文書で、第 1 種から第 4 種郵便（はがき、手紙、ダイレクトメール、定期刊行物、書状等）の集配するための車両をいう。したがって、小包郵便物（通常郵便物と同一車両で集配を含む。）を集配するために使用する車両は含まない。
2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条に規定する一般廃棄物収集のために使用中の車両	「一般廃棄物収集」とは、ごみ、ふん尿等の廃棄物収集（事業ごみ、産業廃棄物は含まない。）のため区市町長（区市町長から一般廃棄物収集の委託を受けた業者を含む。）が使用中の車両をいう。
3 電気、電話、水道、ガス又は鉄道の緊急工事に使用中の車両	「緊急工事」とは、電気、電話、水道、ガス又は鉄道施設の管理者等が当該施設に係る事故又は故障の発生時に緊急に修復を要する復旧作業をいう。緊急工事の場合以外にこれらの施設の工事又は作業のため使用する車両は、車両自体が当該工事又は作業のため直接必要とするものにあつては、道路使用許可の処分に包含される。
4 報道機関が緊急取材に使用中の車両	「報道機関」とは、日刊商業新聞社、報道通信社及びラジオ・テレビ放送局をいい、業界新聞、機関誌等を発行しているものは含まない。 「緊急取材に使用中の車両」とは、災害、事件事故等が発生した際、現場又はその付近における取材活動のために使用する報道機関の車両をいう。